



発行所
埼玉県保険医協会
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和
4-2-2 アンリツビル 5F
電話 048(824)7130
FAX 048(824)7547
発行人 大場敏明
購読料 1部150円
会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事

5面	4面	3面	2面
論壇「日々ささやかな節電運動を！皆でできる脱・原発行動として…」	歯科 金バラ「逆ザヤ」は解消を	あずみの里訴訟報告	研究会・講習会報告
歯科・歯科診療報酬改定情報			

医科 初・再診料据え置き／妊婦加算削除 歯科 「歯初診」・「歯管」の要件変更

中医協は二月七日、診療報酬改定について各項目の点数を答申した。診療報酬改定情報は協会ホームページ(会員専用)にも掲載している。〇八%は救急病院における働き方改革への特例的対応)だが、多くの点数は据え置きとされた。

改定で消費税増税に伴い引き上げられた点数のまま、据え置きとされた。昨年凍結されていた妊婦加算は「削除」となった。なお、協会は三月下旬に新点数説明会の開催を予定している(案内下)。

各点数項目の確定点数や施設基準、具体的な算定方法は本紙到着頃に出される「告示・通知」に委ねられる。今改定は、地域包括ケアシステム構築と入院、外来の機能分化推進など

が基本的視点として掲げられている。診療報酬改定情報は協会ホームページ(会員専用)にも掲載している。〇八%は救急病院における働き方改革への特例的対応)だが、多くの点数は据え置きとされた。

改定で消費税増税に伴い引き上げられた点数のまま、据え置きとされた。昨年凍結されていた妊婦加算は「削除」となった。なお、協会は三月下旬に新点数説明会の開催を予定している(案内下)。

各点数項目の確定点数や施設基準、具体的な算定方法は本紙到着頃に出される「告示・通知」に委ねられる。今改定は、地域包括ケアシステム構築と入院、外来の機能分化推進など

が基本的視点として掲げられている。診療報酬改定情報は協会ホームページ(会員専用)にも掲載している。〇八%は救急病院における働き方改革への特例的対応)だが、多くの点数は据え置きとされた。

改定で消費税増税に伴い引き上げられた点数のまま、据え置きとされた。昨年凍結されていた妊婦加算は「削除」となった。なお、協会は三月下旬に新点数説明会の開催を予定している(案内下)。

各点数項目の確定点数や施設基準、具体的な算定方法は本紙到着頃に出される「告示・通知」に委ねられる。今改定は、地域包括ケアシステム構築と入院、外来の機能分化推進など

2020年診療報酬改定答申

中医協は二月七日、診療報酬改定について各項目の点数を答申した。診療報酬改定情報は協会ホームページ(会員専用)にも掲載している。〇八%は救急病院における働き方改革への特例的対応)だが、多くの点数は据え置きとされた。

改定で消費税増税に伴い引き上げられた点数のまま、据え置きとされた。昨年凍結されていた妊婦加算は「削除」となった。なお、協会は三月下旬に新点数説明会の開催を予定している(案内下)。

各点数項目の確定点数や施設基準、具体的な算定方法は本紙到着頃に出される「告示・通知」に委ねられる。今改定は、地域包括ケアシステム構築と入院、外来の機能分化推進など

が基本的視点として掲げられている。診療報酬改定情報は協会ホームページ(会員専用)にも掲載している。〇八%は救急病院における働き方改革への特例的対応)だが、多くの点数は据え置きとされた。

改定で消費税増税に伴い引き上げられた点数のまま、据え置きとされた。昨年凍結されていた妊婦加算は「削除」となった。なお、協会は三月下旬に新点数説明会の開催を予定している(案内下)。

各点数項目の確定点数や施設基準、具体的な算定方法は本紙到着頃に出される「告示・通知」に委ねられる。今改定は、地域包括ケアシステム構築と入院、外来の機能分化推進など

**厚生大臣へ
半年間の改定延期を要請
厚生局が診療報酬説明会を中止**

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念され国内行事の多くで自粛モードが広がる中、厚労省や厚生局が診療報酬改定に関する会議や県内保険医療機関への説明会(集団指導)を開催中止する事態

①協会では診療報酬改定が実施される以上は点数説明会の開催は行つた。②厚生大臣に対して、診療報酬改定は半年間延期するようし、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念され国内行事の多くで自粛モードが広がる中、厚労省や厚生局が診療報酬改定に関する会議や県内保険医療機関への説明会(集団指導)を開催中止する事態

表1) 医科主な改定点数一覧

項目	点数
初診料(6歳以上)	288点(据え置き)
初診料(6歳未満)	363点(据え置き)
妊婦加算(再診料も同様)	削除
再診料(6歳以上)	73点(据え置き)
再診料(6歳未満)	111点(据え置き)
小児科外来診療料(要届出)	
1 処方箋交付する場合	
イ 初診時	599点(据え置き)
ロ 再診時	406点(据え置き)
2 処方箋交付しない場合	
イ 初診時	716点(据え置き)
ロ 再診時	524点(据え置き)
小児抗菌薬適正使用支援加算(初診時月1回)	80点(据え置き)

※協会で抜粋編集

表2) 歯科主な改定点数一覧

項目	点数
初診料(歯初診届出医療機関)	261点(+10点)
再診料(歯初診届出医療機関)	53点(+2点)
歯科疾患管理料	
長期管理加算 かつ強診の場合(新)	120点
かつ強診以外の場合(新)	100点
小児口腔機能管理料(新)	100点
口腔機能管理料(新)	100点

※協会で抜粋編集

厚生局指導監査課の対応

- 歯科指導医療官の誤指導を放任
 - ・ 医学的妥当性を欠く指導
 - ・ 算定要件にない指導
 - ・ 厚労省と見解が異なる指摘
- 歯科医療機関の電話照会に事実をすりかえ
- 指導事実のない指摘を「指摘事項」として記載し返還請求
- 謝罪や誤指導の訂正なし

現在、埼玉県の保険医療行政を司る関東信越厚生局指導監査課(埼玉県所管)の信頼が失墜するよう事態が発生し、なおも改められずに異常を発する。

指導を受けた歯科医療機関から指導内容について電話照会をしても、担当した事務官が「後日送付する指導結果通知を見れば、指導当日にやりました」と答えて、その後も歯科医療機関から指摘内容が点数表や厚労省の解釈と異なっていることを電話照会しても、訂正や詫言することなく、指導ミスの事実をすり替え、結局歯科医療機関に対して正当な算定要件を説明せず放置した事例が発生した。

二カ月を経て指導監査課がこの歯科医療機関に

●初・再診料
今回の改定で、初・再診料の点数は、昨年十月交付する保険医療機関に

●医学管理
特定疾患療養管理料など汎用する点数は据え置かれた。

●歯科(表1)
歯管の算定要件が変わる。初診月に算定する場合、所定点数の一〇〇分の八〇(八〇点)の算定となる。なお、一回目の算定期間に関する制限

●歯科(表2)
歯管の算定要件が変わる。初診月に算定する場合、所定点数の一〇〇分の八〇(八〇点)の算定となる。なお、一回目の算定期間に関する制限

関東厚生局指導監査課に要請書を提出 行政の信頼が失墜の事態に

2020年新点数説明会 申し込み受付中

●日時・会場

3月26日(木)	埼玉会館 小ホール(病院・有床診療所対象)
3月27日(金)	ふれあいキューブ(春日部)(診療所外来)
3月28日(土)	ホテルガーデンパレス(熊谷)(診療所外来)
3月29日(日)	埼玉会館 大ホール(診療所外来)
3月30日(月)	ウェスタ川越 多目的ホール(診療所外来)

●ご注意

- (1) 2月中旬にお送りしている案内に同封している参加申込ハガキに参加人数をご記入の上、必ず事前にお申し込みください。
- (2) 協会から申し込み完了の連絡はいたしません。

当日は「入場・テキスト引換券」を持って直接会場へお越しください。テキストは「入場・テキスト引換券」と引き換えに、会場で1冊無料でお渡しします。

個別指導に弁護士が帯同できます

(3面) 続く